

【事案 26-35】 払済保険変更取消請求

・平成 26 年 12 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反で契約が解除になったが、募集人の教示の下で告知したものであることを理由に保険料の返還、および払済保険に変更した既契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 10 月、既存の終身保険を払済保険に変更し、同時に利率変動型積立保険を契約した。その後、保険会社に膵臓がんによる入院給付金の請求を行った結果、同年 8 月から 9 月までの膵炎の受診歴を告知していなかったことを理由に、告知義務違反により、契約が解除された。しかし、告知は、募集人の教示の下に行ったものであり、保険会社にも過失・落ち度が全くなかったとはいえないので、終身保険の払済保険変更を取り消し（主張①）、利率変動型積立保険を無効として保険料を返還してほしい（主張②）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の、終身保険の払済保険への変更の取消し請求は、なんら法的根拠がない。
- (2) 利率変動型積立保険の告知義務違反解除にあたって、当社に過失・落ち度はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 主張①について

- (1) 払済保険への変更も契約の一種であるため、その無効または取消しを求めるには、錯誤による無効、詐欺による取消し、説明義務違反による取消し等の法律上の根拠が必要である。しかし、本件においては、そういった錯誤、詐欺を認めるべきという申立人の主張もなく、これを認定すべき証拠もない。
- (2) なお、説明義務違反については、申立人は「告知についての十分な説明がなかった」点を指摘しているが、それ自体は新規に契約した利率変動型積立保険についての問題であり、終身保険の変更に関する説明ではないので、払済保険変更取消しの根拠とはならない。

2. 主張②について

- (1) 申立人の主張は、募集人が告知義務の説明を怠ったことを理由に、説明義務違反による損害賠償を求めるものと判断する。
- (2) この点、申立人は、「告知の重要性について十分認識できるような説明が無く、正確に告知しなければ、契約が解除される可能性があることを理解させなかった」ことが保険会社の落ち度であると主張する。

しかし、告知書用紙には、契約者が告知書を記載する際の手引の記載と同時に、大きく「正しく告知されなかった場合のデメリットについて」と記載された欄がある。告知義務の説明は、口頭でなされなければならないものではなく、告知義務者において容易に理解

できるような文書等による説明があれば足りるものと解されるので、本件において、説明義務違反があったと認定することはできない。

3. 和解の理由について

(1) 告知義務違反は、契約の効力に重大な影響を与えるので、その違反の効果については、募集人が可能な限り口頭により注意を喚起することが望まれる。これに関し、保険会社は告知事項について説明をしたか否かを確認する資料にチェック欄を設けている。

(2) 本件において、申立人は、申込みの約2か月前に胆嚢摘出の手術を受けて保険の重要性を知ったことが、契約申込の動機であることを募集人に告げている。このように既往の疾病の存在が判明している被保険者に対しては、特に注意をして告知義務の意味およびその義務違反の及ぼす影響を教示し、告知書の記載を正確になすように求めることが、募集人としての適切な対応であると言える。

しかし、募集人は告知の重要性については、初回面会時および、募集時に申立人の面前で注意書きは読んだと供述しているが、上記チェック欄にはチェックが無く、口頭による告知義務の説明が十分なされたと認定するまでには至らず、不十分な説明が申立人の告知義務違反の原因の一つとなった可能性を否定することはできない。

(3) 特に、募集人は、職員の指導を行うべき営業室長という役職にあつて、契約者等の利益に配慮した募集行為をすべきことがより期待される立場にありながら、募集行為において保険会社が契約者保護のために設けた制度を軽視したことは看過できない。